

2025 年年末・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第 1 回交渉

日 時：令和 7 年 11 月 11 日（火） 18：18～19：28

場 所：市役所 4 階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、書記長、他 8 名）

市側（総務部長、人事課長、人事課主任）

交渉内容：わかくさ・わかすぎ園に関すること、基本姿勢の確認、2025 年年末・一時金要求に関することなど

第 2 回交渉

日 時：令和 7 年 11 月 13 日（木） 18：21～19：21

場 所：市役所 4 階 入札室

参加者：組合側（副委員長、書記長、他 4 名）

市側（総務部長、人事課長、人事課主任）

交渉内容：人員・諸要求に関する説明

第 3 回交渉

日 時：令和 7 年 11 月 18 日（火） 18：30～19：02

場 所：市役所 4 階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、書記長、他 3 名）

市側（総務部長、人事課長、人事課主任）

交渉内容：人員・諸要求に関すること

第 4 回交渉

日 時：令和 7 年 11 月 20 日（木） 18：30～19：00

場 所：市役所 4 階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、書記長、他 1 名）

市側（総務部長、人事課長）

交渉内容：2025 年年末・一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 年末一時金として、全職員に 2. 72 月プラス一律 39,000 円を支給すること。(昨年は 2. 84 月プラス一律 50,000 円)	1. 本年度の年末一時金は、期末手当 1.25 か月、勤勉手当 1.05 か月の計 2.3 か月とする。
2. 一時金における役職者加算、職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。	2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。	3. 勤勉手当を廃止する考えはない。
4. 暫定再任用職員及び定年前短時間職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。	4. 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の年末一時金は、期末手当 0.7 か月、勤勉手当 0.5 か月の計 1.2 か月とする。
5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。	5. 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
6. 年末一時金は、12 月 10 日までに一括支給すること。	6. 年末一時金の支給日は、12 月 10 日とする。

○ 令和 7 年度の人事院勧告等に伴う給与改定等の取扱いについて

1 給料表の改定

令和7年4月1日から実施し、改定差額については、市議会議決後速やかに支給する。

2 期末手当及び勤勉手当の改定

令和7年度12月期（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外）

	支給月数	
	改定前	改定後
期末手当	1.25	1.275
勤勉手当	1.05	1.075
合計	2.3	2.35

令和7年度12月期（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員）

	支給月数	
	改定前	改定後
期末手当	0.7	0.725
勤勉手当	0.5	0.525
合計	1.2	1.25

それぞれ令和7年12月期から実施し、改定差額については、市議会議決後速やかに支給する。

令和8年度6月期及び12月期（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外）

	支給月数
期末手当	1.2625
勤勉手当	1.0625
合計	2.325

令和8年度6月期及び12月期（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員）

	支給月数
期末手当	0.7125
勤勉手当	0.5125
合計	1.225

3 通勤手当の見直し

内容	実施時期
交通用具使用者（片道10km以上）に対する通勤手当の引上げ	令和7年4月1日
交通用具100km以上を上限とする新たな距離区分を新設	令和8年4月1日
交通用具使用者の駐車場等利用に対する通勤手当を新設	令和8年4月1日
月の途中に採用された職員等について採用等の日から通勤手当を支給できるよう措置	令和8年10月1日

○ 守口市職員労働組合からの要求に係る見直しについて

短期介護休暇の見直し

同居を条件としている要介護者のうち、祖父母、孫及び兄弟姉妹について、同居、別居を問わないよう令和8年4月1日から条件を見直す。